

○湖北環境衛生組合競争入札に係る予定価格の事前公表に関する要綱

〔平成14年5月23日〕  
訓令第2号

改正 平成19年9月7日 訓令第4号 平成28年7月4日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本組合における条件付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に係る予定価格の事前公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容等)

第2条 入札に係る予定価格の事前公表については、石岡市競争入札に係る予定価格の事前公表に関する要綱（平成17年訓令第84号）の例によるものとする。

2 予定価格の公表場所は、組合を組織する市役所とする。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年9月7日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月4日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。